

設置部活の見直しについて

1. 運動部

(1) 部活動の成立人数

ア：団体種目

本校単独で公式戦に出場できる部員数がある。

イ：個人種目

個人戦のある柔道、ソフトテニス、卓球についても、団体戦に出場できる部員数がある。

(2) 募集停止

ア：団体種目

本校単独では部員数が不足し、他校と合同チームで公式戦に出場しなければならず、本校生徒がチーム編成の過半数を下回った場合は、次年度より部員の募集を停止する。入部生徒が卒業するまで合同チームとしての活動は認めるが、その後廃部とする。

※県中体連複数校合同チーム編成規定、2の(4)「出場最低人数を下回った場合」参照
バレーボール(6→4)、バスケットボール(5→3)、ソフトボール(9→5)、野球(9→5)

イ：個人種目

団体戦に出場できる部員数に満たない場合は次年度より部員の募集を停止する。入部生徒が卒業するまで個人戦への出場は認めるが、その後廃部とする。

2. 文化部

(1) 吹奏楽部

本校での活動やコンクールに参加できる部員数が確保できず、新入生の入部が無かった場合は次年度より部員の募集を停止する。

入部生徒が卒業するまで活動は認めるが、その後廃部とする。

(2) 生活環境部、美術部

令和4年度より生活環境部を美術部に吸収合併し、アートクラフト部とする。